

2019年8月22日
逗子市

令和元年逗子市議会第3回定例会の招集について

令和元年8月29日開会予定の第3回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第5号 株式会社パブリックサービスの経営状況の報告について (総務課)
株式会社パブリックサービスの第28期事業報告及び第29期事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第6号 継続費精算報告について (市営住宅整備事業) (財政課)
市営住宅整備事業に係る継続費の継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第7号 健全化判断比率について (財政課)
平成30年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第8号 資金不足比率について (財政課)
平成30年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するもの

2 議案

- ・議案第38号 逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の指定について (市民協働課)
逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成26年逗子市条例第18号）第8条第3項の規定により提案するもの
- ・議案第39号 逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (職員課)
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づき、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、制定の要あるため提案するもの
- ・議案第40号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (職員課)
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため提案するもの

- ・ **議案第41号 逗子市印鑑条例の一部改正について** (戸籍住民課)
住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の公布により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏を記載することとなり、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第42号 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について** (職員課)
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条において地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されること及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第43号 逗子市手数料条例の一部改正について** (消防予防課)
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第12号)の公布に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げることから、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第44号 逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について** (保育課)
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第7号及び第8号)の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が改正され、関係する規定について、改正の要あるため提案するもの

- ・ **議案第45号 令和元年度逗子市一般会計補正予算(第5号)** (財政課)
(補正額) 歳入歳出とも1億3,729万円の増額(補正後の総額186億581万4,000円)
歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり

(歳出)

- ・ 放課後児童クラブの待機児童対策として実施する新規参入事業者に対する運営費補助に要する経費として放課後児童クラブ事業160万円を増額
- ・ 乳幼児健診等の母子保健情報のマイナンバーを利用した情報連携を実施するためのシステム改修に要する経費として母子保健事務費139万3,000円を増額
- ・ 再生エネルギーを活用する事業の実現可能性調査に要する経費として温室効果ガス削減事業1,000万円を増額
- ・ 新宿65号線に隣接する民有地の崖崩落にあたって仮設防護柵設置工事などを実施したことで既存予算に不足が生じたことから道路補修事業859万7,000円を増額
- ・ 新宿65号線に隣接する民有地の崖崩落にあたって実施する道路災害復旧に要する経費として道路改良事業1億1,521万2,000円を増額
- ・ 久木小学校区における登下校時交通整理業務に要する経費として学校支援地域本部事業48万8,000円を増額

(歳入)

- ・ 国庫支出金及び繰越金のほか所要の財源を措置するもの

(繰越明許費)

- ・ 翌年度に繰り越して使用できる経費を設定

(債務負担行為)

- ・ 後年度に債務を負担する行為をすることができる経費を追加

(地方債)

- ・地方債限度額を変更

・議案第46号 令和元年度逗子市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (財政課)

(補正額) 歳入歳出とも57万2,000円の増額(補正後の総額67億1,617万2,000円)

歳入歳出予算の補正について主な内容は次のとおり

(歳出)

- ・介護報酬改定に伴うシステム改修に要する経費として一般管理事務費57万2,000円を増額

(歳入)

- ・繰越金のほか所要の財源を措置するもの

・議案第47号 令和元年度逗子市下水道事業会計補正予算(第1号) (下水道課)

特例的収入及び支出の補正について内容は次のとおり。

- ・平成30年度逗子市下水道事業特別会計の決算額の確定に伴い、未収金を5,795万1,000円、未払金を1億1,497万2,000円に改めるもの

・議案第48号 平成30年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第49号 平成30年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第50号 平成30年度逗子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第51号 平成30年度逗子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

・議案第52号 平成30年度逗子市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (財政課)

地方自治法第233条第3項の規定により、会計管理者から提出された決算を監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて認定を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)